

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	1

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月31日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

高知県公安委員会規則第8号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条の3第1項第1号中「土佐警察署長（当該警察署の分庁舎）」を「南国警察署及び土佐警察署の各署長（当該それぞれの警察署の分庁舎（南国警察署にあつては、香南市に所在するものに限る。））」に改め、同項第2号中「、高知東警察署」を「、高知東警察署、南国警察署」に、「土佐警察署長」を「南国警察署長及び土佐警察署長」に、「当該警察署の分庁舎」を「当該それぞれの警察署の分庁舎（南国警察署にあつては、香南市に所在するものに限る。））」に改める。

附 則

この規則は、令和8年8月3日から施行する。